

東日本大震災にかかる災害関連税制説明会

3月11日に発生した東日本大震災により、被害を受けられたみなさまに、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の巨大地震の被害を受け、4月27日に震災税制特例法が可決成立したことから、この特例法について下記のとおり説明会を開催致します。

法人や個人に該当する特例法のため、企業経営者始め、実務担当者及び被災された従業員皆様の多数のご参加をお待ち致します。

開催要項

日時 6月17日(金)午前の部****午前10時～11時30分
午後の部****午後1時30分～3時

会場 吉野作造記念館研修室(大崎市古川福沼1-2-3)TEL23-7100

定員 各60名

参加費 無料

講座内容 『震災に関する税制について』

①所得税・相続税・贈与税等の措置及び納税の緩和制度等について

②法人税・消費税等の措置及び納税の緩和制度等について

講師 古川税務署 個人課税第一部門担当官

// 法人課税第一部門担当官

申込 社団法人大崎法人会 6月14日までお申し込み下さい。

TEL0229-23-5859 Fax22-6395

6月17日開催 『災害関連税制説明会』 受講申込書

午前の部

午後の部

(いずれか一方に○を付けて下さい)

事業所名		TEL	
住所		FAX	
参加者名		参加者名	

FAX番号は、22-6395です